

特定事業を実施するときの留意事項

1 埋立て可能な土砂等

- (1) 発生場所において安全基準に適合していることを確認した土砂以外は、搬入・埋立てできない。基準に適合している場合に、この結果を発生元証明書とともに土砂等搬入届出書に添付すること。
- (2) 搬入路等の舗装材料（アスファルト及び路盤材としての鉋滓や碎石など）は、この条例の対象外であるが、定期報告や事業完了時等の検査試料採取の際には撤去が必要である。
- (3) 第4種建設発生土及び泥土については、安全基準に適合していても特定事業場への搬入を禁止する。
ただし、第4種建設発生土及び泥土をセメント又は石灰により処理し粒度・水分等を調整し、第3種改良土以上に改質したものは、埋立て等は可能である。なお、この場合、PHが高い場合などがあるので植物の育成障害等について、地主等と相談すること（土地の用途によっては適さない場合がある。）。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する廃棄物を含む土砂や、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で規定する放射性同位元素及び放射性同位元素に汚染されたものを含む土砂は、土砂等（自然物である土砂等及びそれに匹敵するもの）には分類されないため、特定事業場への搬入を禁止する。
- (5) 建設汚泥（土砂に建設工事用資材等が混入したもの）を中間処理した改良土については、特定事業場への搬入を禁止する。ただし、建設汚泥を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく再生利用に係る指定制度により都道府県知事等が指定した施設で再生したものは、建設資材として使用できる。
- (6) 土壌の安全基準に適合する土砂等であっても、埋立て等することにより周辺環境に対して影響のおそれがある油分等（廃棄物ではないこと。）を含む土砂等については、原則として特定事業場への搬入を禁止する。

2 着手前後の届出

- (1) 「土砂等搬入届出書（様式第11号）」を提出した後でなければ土砂の埋立て等に着手できない。
- (2) 土砂等搬入届（添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書を含む）は、5,000m³ごとに必要である。また、どんなに小規模（小土量）でも、発生場所ごとに必要である。

ただし、都道府県知事の許可を有する土砂採取場等から購入した

土砂を埋め立てる場合は、「土砂等売渡・譲渡証明書（様式第12号の2）」を添付することにより、土砂等発生元証明書等の添付を省略することができる。

- (3) 「**特定事業着手届出書**（様式第10号の3）」は、事業着手後10日以内に提出すること。
- (4) 申請・届出時の搬入計画から、発生場所等の変更をしようとするときは、「**特定事業軽微変更届出書**（様式第10号）」を提出すること。

3 定期報告

- (1) **事業期間中6か月（一時たい積は3か月）ごと**及び事業の完了・廃止・終了時に、「**特定事業状況報告書**（様式第13号）」により土砂等の量等の報告及び「**特定事業地質等検査報告書**（様式第15号）」により埋め立てた土砂の地質及び排水の水質検査の報告を行うこと。
なお、地質等の検査のための土砂等の試料採取は、市職員の立会いの上で行わなければならない。
- (2) 搬入し埋め立てた土砂の全てを都道府県知事の許可を有する土砂採取場等から購入した場合には、(1)のうち埋め立てた土砂の地質及び排水の水質検査の報告を免除する。
- (3) 完了時等において、特定事業区域の表面をアスファルト舗装や天地返し(事業前に確保しておいた表土で覆うこと)をする場合は、事業区域以外からの土砂等を搬入・成形してから**舗装・覆土するまでの間に、搬入した土砂の地質等の検査が必要**である。
- (4) 排水の水質検査については、検査依頼機関に、容器、採水量等を十分確認しておくこと。

4 変更、完了等

- (1) **事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れてからは認められない**ので、事業変更許可・届出が必要な場合には、期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って手続きに入ること。
- (2) 事業を計画どおりに完了する場合は、事業の完了の2か月前までに「**特定事業完了事前届出書**（様式第18号の4）」を、完了後10日以内に「**特定事業完了届出書**（様式第19号）」を提出すること。
- (3) 事業を許可期限の2か月前までにやめる場合は、あらかじめ「**特定事業廃止(中止)届出書**（様式第18号）」を、廃止後10日以内に「**特定事業廃止届出書**（様式第18号の2）」を提出すること。
- (4) 事業を計画どおりに完了する見込みがない場合は、許可期限の2か月前までに「**特定事業終了事前届出書**（様式第19号の3）」を、許可期限満了後10日以内に「**特定事業終了届出書**（様式第19号の4）」を提出すること。